

令和元年度 やまがたチャレンジ創業応援事業（創業助成金） Q & A

※無断での複製、複写、転載を禁じます。

★別紙「募集要領」および本「Q & A」に記載のないものについては、各商工会議所、商工会へお問合せください。

★以下に記載の「商店街」は、○○商店街振興組合、□□商店街、△△商店会などを指します。

Q 1	創業者とは？（助成の対象者は？）
A 1	<p>現在、経営者（個人事業主、法人の代表等）でない方が基本的に対象です。例えば、勤労者、無職、学生、主婦、年金生活者など創業を目指す方が対象となります。</p> <p>創業する事業は、対象外業種（要領に記載）を除く、小規模事業者※が対象となります。（創業前であっても、創業計画上、小規模事業であれば対象となります。）</p> <p>過去に事業を営んだことがある方でも、過去5年間、経営者（個人事業主、法人の代表等）となっていなければ対象となります。（課税証明等の公的書類でも確認いたします）</p>

※小規模事業者とは・・常時使用する従業員数（家族従業員、パートタイマー、法人の役員を除く）が商業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は5人以下、製造業、建設業等では20人以下）の事業。事業形態は法人、個人問わず。

・常時使用する従業員とは、以下の（）に記載等以外の、労働契約に期間の定めがない、長期雇用を前提とするなどいわゆる正規雇用の従業員を指します。（日雇いでの雇用、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、所定労働時間が同じ事業所内の雇用される通常（正規）の従業員に比べて短い者など）

Q 2	「中心商店街空き店舗活用型」、「U I ターン型」、「女性創業型」、「一般型」の区別がわかりません。	
A 2	①中心商店街空き店舗活用型	各地域で指定する中心商店街内にある空き店舗に入居し、創業する場合。（その商店街に加盟することも要件となります。）
	②U I ターン型	平成30年1月1日以降に居住地を山形県外から山形県内へ移し、創業する場合
	③女性創業型	女性による小規模な創業の場合
	④一般型	上記①～③以外で創業する場合

Q 3	商店街に新規で設置されたテナントビルへ入居しての創業は「中心商店街空き店舗活用型」の対象となりますか？
A 3	対象となります。

Q 4	「中心商店街空き店舗活用型」に応募しようと思っておりますが、創業予定の物件が商店街のエリアに属するか、わかりません。
A 4	立地する物件が商店街に属するかは、その商店街に確認いただく形になります。商店街が不明な場合は、その地域の商工会、商工会議所へお問合せください。

Q 5	募集要領等に記載の助成率、助成金額で、助成対象経費の2/3または1/2、上限〇〇万とありますが、その意味を教えてください。
A 5	助成対象期間中（最大6ヶ月間）、助成対象経費合計の2/3または1/2を助成するという意味です。但し上限額を越えない範囲での助成となります。 例えば、一般型の場合のみですと、家賃、広告など対象となる経費で200万支払った場合は、その1/2だと100万となりますが、上限75万ですのでその額となります。

Q 6	応募すれば必ず助成金を受けることができるのですか？ また必ず満額（150万、75万、50万）を受けることができるのですか？
A 6	助成金の予算額には上限がありますので、応募者すべてに必ず交付できるものではありません。申請いただいた事業計画の内容、事業の実現性、本人のプレゼンテーションなど数項目の審査を行い、本助成事業の主旨に合致するものを採択いたします。 また、助成額は申請内容により算定（助成率は2/3または1/2）され、全体の申請状況により、必ずしも申請額が満額交付となるわけではありません。

Q 7	現在、○○業の株式会社の取締役をしていますが役員を退任し、△△業の株式会社を設立し、創業をしたいと思っています。該当いたしますか？
A 7	現状が代表取締役でなければ、経営者と見なしませんので該当します。この場合、別の業種を起こすため本助成金の対象となります。

Q 8	募集要領では令和元年中の「確実な創業」が要件となっていますが、創業の確認はどのようにして行うのですか？
A 8	書類としては、個人事業の場合は税務署への開業届、法人の場合は設立登記（創業日はそれぞれ開業届に記載された開業日、登記上の設立年月日）にて確認しますが、実開店日など各商工会議所、商工会の担当経営指導員が営業実態の現場確認も行います。

Q 9	法人にて創業を考えていますが、代表である私の出資割合などは要件がありますか？
A 9	雇われ社長としての創業は対象外となりますので、法人を設立する場合は、代表者（助成金応募者）自身が50%を超える出資が必要となります。（企業組合は除く）

Q10	現在、サラリーマンですが、会社の許可を得て勤務しながら副業として創業したいと思っています。この場合も助成対象となりますか？
A10	主たる収入、従事度合のウエイトが判断基準になります。この場合、従事時間等を勘案しますと対象となりません。内容によりますので商工会議所、商工会へお問合せください。

Q11	現在、A市に在住ですが、B市での創業を考えています。書類の申請先はA、Bどちらの商工会議所（商工会）に提出すればよいでしょうか？
A11	具体的にB市での創業準備が進んでいれば、B市の商工会議所、商工会へ相談・申請ください。創業地が不明瞭な場合は現在居住するA市の商工会議所、商工会へ相談ください。

Q12	商工会議所・商工会の支援を継続して受けている（受ける）ことが要件となっておりますが、どのような手続きが必要ですか？
A12	事業開始後も継続的な経営支援が必須となりますので、事業の所在地がある商工会議所、商工会への加盟をお願いいたします。開業地の商工会議所、商工会へお問合せください。

Q13	創業を計画していますが、創業計画書の作り方、創業の準備についてのセミナーなど、参考となるものにはありますか？
A13	5月～県内各地域で創業塾、創業セミナー等が開催されます。 当事業のホームページ（ http://www.yamagata-cci.or.jp/sogyo-ouen.html ）に随時掲載

	<p>いたしますので、主催商工会議所等へお問い合わせください。</p> <p>また、計画書策定については、常時、経営指導員が相談に応じる他、中小企業診断士等の専門家派遣制度（無料）もありますので、商工会議所、商工会へお問い合わせください。</p>
--	---

Q14	<p>創業のために資金を貯めていますが、資金不足が見込まれます。不足する資金の調達に活用できる融資制度などはありますか？</p>
A14	<p>山形県の開業支援資金※1、日本政策金融公庫（国民生活事業）の新規創業関連融資※2、各金融機関の融資などでの不足分の調達方法があります。それぞれ要件等がありますので、商工会議所、商工会へお問い合わせください。</p> <p>※1 創業塾を受講し修了証書を受領した方、および本助成金を受けた方は、金利低減（△0.2%）の特典もあります。（修了証書の発行日より5年間有効）また女性、若者（30歳以下）、シニア（55歳以上）の場合も0.2%低減となっています。（創業塾等の金利低減と重複はできません）</p> <p>※2 公庫融資についても創業塾修了、助成金採択等が審査上評価されます。公庫融資の利息も助成対象期間内のもの（最大約6ヶ月分）は助成対象経費となります。</p>

Q15	<p>公的な制度を利用して創業時の資金を借りたいと思っています。</p> <p>融資の際の創業計画書で、自己資金の他にこの助成金も予定して記載できますか？</p>
A15	<p>本助成金は申請すれば必ず交付されるものではありませんので、交付決定前時点での融資申し込みの場合には記載できません。</p>

Q16	<p>二次審査とは、どのようなことをするのですか？</p>
A16	<p>審査会は、提出された事業計画書と創業者（申請者）への質疑等により、事業の実現性、ビジネスモデルなどを審査します。20分程度、簡潔な事業内容等の説明と審査委員からの質疑に応えていただく形になります。</p>

Q17	<p>申請が採択され、助成金交付が決定となりましたが、事業を進めていくうちに、申請内容と実態が変わってきました。その場合、申請通りに使えない経費はどうなりますか？助成を受けられなくなりますか？</p>
A17	<p>事業を進めていくうちに、内容や経費で軌道修正があるのは仕方のないことです。</p> <p>業種や事業内容に大幅な変更があった場合は助成打ち切りとなる場合もありますが、「軽微な経費の科目移動」は対応可能です。そのような場合は早めに申請先の商工会議所、商工会へご相談ください。</p> <p>また、助成対象期間の終了日（1月31日）時点で事業廃止の場合は、さかのぼって採択を取り消す場合があります。</p>

Q18	<p>個人事業を営んでいますが、新たに法人を設立する場合は対象となりますか？</p>
A18	<p>基本的に「既に事業を営んでいた者」となりますので対象外です。</p> <p>従来の個人事業として営んでいた事業の拡大、継続のために法人化する場合は対象とはなりません。たとえ定款により新たに他の事業を別に行うものも対象外となります。</p> <p>個人事業主の家族が事業を引き継ぐ場合（いわゆる代替わり）は、創業する事業が、個人・法人を問わず対象外です。</p>

Q19	NPO法人を立ち上げようと思っています。これは対象となりますか？
A19	<p>残念ながら、NPO法人は対象としておりません。</p> <p>本助成制度は「営利事業」を目的として営む小規模事業者を対象とし、開業率の向上と振興、併せて雇用の増加を図ることを目的としているためです。</p> <p>また、法人形態や個人事業主の形態であったとしても、福祉・教育サービス業において、人件費補助や設備補助が事業者（所）に充當される場合は、上記の目的とは異なりますので、対象外となります。</p>

Q20	助成対象となる事業経費の支払方法、支払期間について教えてください。
A20	<p>助成対象期間（R1/8/1～R2/1/31までの最大6ヶ月間）内の、現金での支払い、相手先口座への振込、口座振替による経費が対象となります。請求書、領収書（レシート）等のコピーの提出が必要です。</p> <p>上記期間内に買掛等が発生した場合でも、支払いが期間以降であれば対象外です。</p>

Q21	採択される前の現時点で買い揃えたいものがあるので、クレジットカードで購入し、支払（決済）を採択後（8月以降）にしたいが対象となりますか？
A21	<p>要件の「交付決定日以前に契約・発注した経費」に該当するので対象外となります。</p> <p><u>（公共料金等とリース料及び広告宣伝費のWeb広告費を除き、クレジットカード払いは対象外です。</u>理由としては、助成対象期間の最終月等で商品等は受け取っているが支払が助成対象期間外になる場合もあるためです。）</p>

Q22	創業する私自身（または家族名義）が所有する家屋等に事務所・店舗を併設する場合、改築工事費を助成対象とすることはできますか？
A22	<p>創業者の家屋（保有資産）に事務所・店舗を併設する場合の改築工事費を助成対象として認めた場合、結果的に助成金を利用して、個人の保有資産の資産価値増加につながることとなるため、助成対象とすることはできません。</p> <p>（第三者から賃貸する店舗等の内・外装、看板設置については、Q23を参照ください）</p>

Q23	店舗等の設備は対象となりますか？
A23	<p>店舗、事務所等の内装・外装、本体価格10万円を超える看板等、移転ができないものについてはH27年度より対象となっています。但し、助成希望額総額の1/2までとなります。</p> <p>（募集要領も参照ください）</p> <p>なお、車両や税込価格10万円を超える備品等については対象外となります。</p>

Q24	助成金の対象経費の購入先に制限等はありますか？
A24	<p>交付する助成金は山形県の税金の補助によるものです。また、山形県では県産品愛用運動を実施しておりますので、<u>地域内購入（県内企業への発注、県内企業からの購入）</u>が対象となります。</p> <p>なお、広告宣伝費のWeb広告費など一部のものは県外企業への発注も可能です。</p> <p>（詳しくは商工会議所、商工会へお問い合わせください）</p>

Q25	フランチャイズチェーン店を経営しようと考えていますが、助成対象になりますか？
A25	<p>残念ながら、フランチャイズチェーンによる創業は対象なりません。理由としては、当助成金は、「優れたビジネスプランにより創業する」方を募集対象としており、フランチャイズチェーン店の場合、フランチャイズ契約に基づいた経営となり、創業者個人が独自性・独創性（優れたビジネスプラン）を発揮する裁量が少ないものと判断されます。</p> <p>また、フランチャイズチェーン店加盟者にとっては、フランチャイズの経営ノウハウやブランド力、マーケティング力によって、助成金を活用せずとも、創業の初期段階から安定した経営が期待できると見込まれます。よって、当助成の対象外といたします。</p>

Q26	助成金の交付決定後に、何らかの報告義務はありますか？
A26	<p>助成対象期間（R1/8/1～R2/1/31）終了後 10 日以内、または 2/7 のいずれか早い期日までに、「（様式 5）創業支援事業に係る事業報告書」と助成対象経費の証憑（請求書、領収書等）のコピーを提出いただき、申請に添った支払を行っているかを確認いたします。要領、Q&A、留意事項の記載に則らない場合、申請とあまりにもかけ離れた支払内容の場合は、助成交付決定の取り消しの場合がありますのでご注意ください。（Q17 も参照ください）</p> <p>また、3/6 までに営業確認書類として、決算書、収支内訳書等の財務諸表の提出も必要となります。（募集要領も参照ください）</p>

Q27	国の創業補助金のように利益返還はありますか？
A27	本助成金は利益の多少にかかわらず返還義務はありません。但し応募要領等や雇用等の関係法令に基づき適正な対応が前提です。

Q28	本助成金は税務上、申告の義務はありますか？
A28	助成金交付された事業年度において申告をしなければなりません。詳しくはお問合せください。（個人事業：雑収入、法人：営業外収益）